

政令第四百三十号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第二号の二の改正規定に限る。）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

理 由

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。